

**第 3 5 4 回三木市議会定例会**  
**市長 開会あいさつ並びに提案理由説明**

令和元年 1 1 月 2 8 日

開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、第 3 5 4 回市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、公私御多用のなか御出席を賜り、誠にありがとうございます。

平素から市政の運営につきまして、格別の御理解と御支援を賜り、厚くお礼を申し上げます。

今月 2 日、3 日に、本市を代表する産業と文化の祭典「三木金物まつり」が、本年からメイン会場を三木山総合公園に移して開催されました。これまで 2 つの会場に分かれていた金物展示・直売会を総合体育館 1 か所に集約することにより、来場者が買い物しやすく、また、6 8 事業者による熱気あふれる会場となりました。更に、屋外ステージの機能を備える総合体育館の利点を活かしたステージイベントや、陸上競技場での金物び

つくり市、チャリティバザー、農業祭など、多彩な催しが繰り広げられました。

メイン会場を変更したことによる大きな混乱もなく、好天にも恵まれ、2日間で約16万8千人もの方にお越しいただき、例年以上に盛大に開催できたことをうれしく思っております。

一方で、出店者や来場者から、会場を変更したことによるレイアウトに関する事など、様々なご意見をいただいております。これらを今後の課題として捉え、実行委員会で改善を図り、来年は今年以上に満足度の高い祭典となるよう努めてまいります。

産業界・各種団体・市民が一体となって、まちのにぎわいと多くの人々の交流を創り出していただきましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。

さて、昨年度より策定作業を進めてまいりました市の最上位計画である総合計画について、このたびの市議会で提案させていただき運びとなりました。

市民アンケートをはじめ、昨年度から復活させていただいた市政懇談会、各地区の市民協議会の御協力を得て地域の幅広い世代を対象に開催した「三木みらい会議」、大学生や高校生によ

る「若者ミーティング」などにおいて、市民の皆様からいただいたまちづくりに関する御意見を踏まえ、庁内全ての所属、職員が議論を重ね施策を検討し、4回に渡る三木市総合計画策定審議会による審議を経て作成したものです。

人口減少や価値観の多様化など、社会情勢が急激に変化するなか、20年、30年先の未来を見据え、今後10年間の本市のめざす将来像や目標を総合計画で明らかにすることにより、県や近隣市町と連携を図りながら、未来へつながる持続可能なまちづくりをめざしてまいります。

議員の皆様におかれましては、その豊かな御経験とふるさと三木に対する熱い思いを持って、これからのまちづくりにさらなる御指導を賜りますようお願い申し上げます。

このたびの市議会定例会は、総合計画の策定を含み、専決処分の報告1件、条例関係7件、補正予算関係4件、その他9件、あわせて22件の提案を予定いたしております。

どうか慎重なるご審議をいただき、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます、開会のあいさつといたします。

## 提案理由の説明

ただいま上程されました議案について、ご説明申し上げます。

まず、専決処分の報告でございます。

報告第4号「温泉交流館条例の一部改正」につきましては、温泉交流館の改修工事の完了により、家族風呂の一部廃止に伴う温泉交流館条例の改正につき、緊急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和元年9月30日に専決処分いたしましたので、議会の承認を求めようとするものです。

次に、第53号議案につきましては、総合計画の策定に関する議案です。

三木市総合計画における基本構想及び同構想に基づく基本計画を策定することについて、三木市議会基本条例の定めるところにより、議会の議決を求めるものです。

次に、第54号議案から第60号議案までは、条例の廃止並びに一部改正に関する議案です。

まず、第54号議案、「三木市農業共済条例の廃止」につつま

しては、県内各市町、広域事務組合及び兵庫県農業共済組合連合会で各々実施している農業共済事業の統合に伴い、市で実施する農業共済事業に係る業務の全てを、令和2年4月1日に設立される兵庫県農業共済組合に引き継ぐことから、三木市農業共済条例を廃止するものです。

次に、第55号議案「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正」、第56号議案「三木市長等の給与に関する条例の一部改正」並びに第57号議案「一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正」につきましては、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて条例を改めるものです。

まず、議員並びに市長、副市長及び教育長の期末手当の年間支給月数を4.45月から4.50月に引き上げます。

次に、一般職員については、給与月額を平均0.1%引き上げるとともに、期末勤勉手当の年間支給月数を4.45月から4.50月に引き上げます。

また、特定任期付職員及び会計年度任用職員についても、同様に給料表等を改定します。

あわせて、住居手当の改定を行い、手当の支給対象となる家賃額の下限を9,000円から16,000円に引き上げると

ともに、手当額の上限を27,000円から28,000円に引き上げます。

次に、第58号議案、「三木市手数料条例の一部改正」につきましては、国が推進するマイナンバーカードを基盤とした安全・安心で利便性の高い行政の構築をめざす取組の一つとして、マイナンバーカードを利用した多機能端末機による証明書発行に係る手数料を引き下げることから、条例を改めるものです。

コンビニエンスストア等におけるマイナンバーカードを利用した多機能端末機による証明書等の交付手数料を、窓口における交付手数料より150円低い金額と定めます。

あわせて、別表中の引用箇所を誤りを修正するため、所要の改正を行います。

次に、第59号議案、「三木ホースランドパーク条例の一部改正」につきましては、三木ホースランドパークの集客の強化を図るため、施設の一部変更を行うとともに、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴う利用料金の見直しを行うことから、条例を改めるものです。

令和2年1月をもってホースシューズ場を廃止し、令和2年

4月に新たにあじさい園を設置するとともに、ホースランドパーク内の施設の使用料を改定します。

次に、第60号議案、「三木市立かじやの里メッセみき条例の一部改正」につきましては、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴う使用料の見直しを行うことから、条例を改めるもので、展示場の使用料を改定します。

次に、第61号議案、「兵庫県市町村職員退職手当組合理約の変更」につきましては、兵庫県農業共済組合の設立による中播農業共済事務組合の解散に伴い兵庫県市町村職員退職手当組合理約を変更することについて、法律の定めるところにより、議会の議決を求めるものです。

次に、第62号議案から第68号議案までは、指定管理者の指定に関する議案です。

「三木市文化会館」、「三木市立障害者総合支援センターはばたきの丘」、「三木市立デイサービスセンター及び三木市立在宅介護支援センター」、「三木ホースランドパークふれあいの森」、「三木ホースランドパークエオの森」、「温泉交流館」及び

「山田錦の館」において、令和2年4月以降の管理を行う指定管理者をそれぞれ指定するものであり、法律の定めるところにより、議会の議決を求めるものです。

次に、第69号議案、「財産の処分」につきましては、第54号議案により廃止する三木市農業共済事業に係る財産を、兵庫県農業共済組合に譲与することについて、法律の定めるところにより、議会の議決を求めるものです。

次に、第70号議案から第73号議案までは、「令和元年度各会計予算の補正」についての議案です。

まず、第70号議案、「令和元年度三木市一般会計補正予算(第3号)」について、ご説明いたします。

このたびの補正は、ふるさと納税寄付金の増加に伴う経費の増額やコンビニ交付システムのトラブル頻発による更新、老朽化の著しい橋の補修工事など、緊急を要する経費について補正を行うものです。

また、人事異動及び人事院勧告に伴う人件費などについてもあわせて補正を行います。



議会費では、人件費 3 1 1 万円を減額します。

総務費では、財産管理費において、みっきいホール 2 階の国際交流協会事務所の空調設備の改修費用 4 4 0 万円を追加しています。

企画費においては、今年度のふるさと納税寄附金が当初想定より 1 億 5 千万円増加の 4 億円となる見込みとなったため、寄附額の増加に合わせて返礼品等の経費 7, 1 0 0 万円を増額するとともに、経費を差し引いた額を基金に積み立てるため、積立金 7, 9 0 0 万円を増額します。

諸費においては、前年度の生活保護費や認定こども園への給付費に係る国・県負担金、子ども・子育て支援交付金の精算に伴う返還金 2 億 4, 7 3 0 万 7 千円を追加しています。

戸籍住民基本台帳費においては、証明書のコンビニ交付システムに不具合が頻発していることから、システム更新のための費用 2, 9 0 0 万円を追加しています。なお、システム更新に合わせて、取得可能な証明書を住民票と印鑑登録証明の 2 種類から、課税証明や戸籍謄本などを追加し、9 種類に拡充します。

このほか、人件費などの補正を加え、総務費全体で 4 億 3, 2 9 8 万 7 千円を増額しています。

次に、民生費では、老人福祉総務費において、人件費の補正などに伴う介護保険特別会計繰出金 7 1 8 万 3 千円を増額しています。

生活保護総務費においては、平成 3 0 年度に創設された生活保護進学準備給付金について、マイナンバー情報と連携させるためのシステム改修費 1 0 8 万円を追加しています。

このほか、人件費の補正を加え、民生費全体で 1 3 6 万 8 千円を減額します。

次に、衛生費では、人件費 1, 0 0 6 万円を減額しています。

次に、農林業費では、農業振興費において、イノシシなどによる農業被害を防止するため、集落等で設置される電気柵等の設置に対する補助金が、当初の見込額を上回ったことから、有害鳥獣対策事業補助金 5 7 0 万円を増額しています。

農地費では、過年度に交付した多面的機能支払交付金について、事業が実施できなかったなどの理由で各組織からの返還を受けて、市から国・県に対して交付金を返還する必要があるため、返還金 7 7 万 3 千円を追加しています。

また、各土地改良区が実施する土地改良事業に対する補助金

について、事業が前倒しで実施となったため161万8千円を増額するとともに、前年度の事業実績に応じて決定される兵庫県土地改良事業団体連合会への賦課金が決定したため37万5千円を増額しています。

このほか、人件費の補正を加え農林業費全体で2,715万6千円を増額しています。

次に、商工費では、商工業振興費において、かじやの里メッセみきの指定管理料に含んでいる国有林の使用料が増額されたことから、指定管理委託料55万2千円を増額しています。

このほか、人件費の補正を加え、商工費全体で1,593万2千円を増額しています。

次に、土木費では、砂防費において、宿原南ヶ丘地区で県が実施している急傾斜地崩壊対策事業について、県の工事費の増額に伴い、県への工事負担金200万円を増額しています。

道路橋梁維持費においては、口吉川町内の前川原大橋及び吉川町内の不動橋の老朽化が著しいことから、早急に補修を行うため、工事費4,100万円を既存の委託料と他の工事請負費から組み替えます。

道路橋梁新設改良費においては、現在、整備を進めている市道岩宮大村線の岩宮交差点側の詳細設計を実施するため、設計委託料2,000万円を追加しています。

また、橋梁の補修工事への組み換えのため、工事請負費3,000万円と委託料200万円を減額しています。

交通安全施設整備費においては、市道花尻城山線が、通勤・通学時間帯など、歩行者と自転車や自動車が錯綜して危険なことから、新たに自転車レーンを設置するため、設計費及び工事費あわせて1億円を追加しています。

公園費においては、三木山総合公園陸上競技場の非常用放送設備の更新工事の費用が増加したため、工事費200万円を増額しています。

このほか、人件費の補正を加え、土木費全体で1億662万円を増額しています。

次に、消防費では、人件費1,689万円を減額しています。

次に、教育費では、事務局費において、人事異動による代替職員の配置や幼児教育・保育の無償化事務のための非常勤職員に係る賃金1,240万円を増額しています。

教育諸費においては、生活困窮等のために学費の支弁が困難と認められる学生に対する奨学資金が、対象者の増加により不足するため、奨学資金の給付費104万4千円を増額します。

小学校管理費においては、肢体不自由や知的障がいなどがある児童に対応するため、来年度、新たに特別支援学級を開設する小学校に必要な設備等を整備するため、改修工事費と備品購入費あわせて900万円を追加しております。

また、令和3年度以降の吉川地域の小学校統合に向けて、オープン教室となっているみなぎ台小学校の各教室に新たに間仕切りを設置するとともに、空調が整備されていない教室に空調を新設するための設計委託料420万円を追加しています。

公民館費においては、今年の6月に吉川町公民館の空調が壊れ、利用者にご不便をおかけしていることから、空調更新のための設計委託料600万円を追加しています。

このほか、人件費などの補正を加え、教育費全体で1,815万円を増額しています。

以上、歳出5億6,941万7千円を増額し、歳出総額を333億6,972万7千円とするものです。

一方、歳入は、国庫支出金、繰入金、市債などの増額をもつ

て収支の均衡を図っております。

次の債務負担行為の補正では、国土強靱化地域計画策定事業について、令和2年6月までに計画を策定する必要があることから、早期に着手するため、債務負担行為の限度額940万円を追加しようとするものです。

また、障害者総合支援センター指定管理事業ほか5事業について、令和2年度から令和6年度までの5年間の指定管理委託料の債務負担行為の限度額を追加しようとするものです。

次の地方債の補正では、隣保館整備事業について、起債の限度額を追加し、庁舎整備事業ほか5件について、起債の限度額を変更しようとするものです。

次に、第71号議案、「令和元年度三木市介護保険特別会計補正予算（第2号）」につきましても、人件費などの補正により415万1千円を増額し、歳出総額を73億7,659万2千円とするものです。

一方、歳入は、繰入金を増額をもって収支の均衡を図っています。

次に、第72号議案「令和元年度三木市水道事業会計補正予算（第1号）」につきましては、収益的支出において、異動等による人件費で水道事業費用435万4千円の減額を行い、総額を17億7,715万7千円とするものです。

次に、第73号議案「令和元年度三木市下水道事業会計補正予算（第1号）」につきましては、収益的支出において、人件費で営業費用5万円の増額と、支払利息の確定による営業外費用1,396万6千円の減額との合計1,391万6千円を減額し、総額を26億1,269万6千円とするものです。

また、資本的収入において、下水道事業債の追加及び資本費平準化債の確定による減額をあわせて企業債1億5,850万円を増額し、総額を14億4,839万9千円とする一方、資本的支出においては、建設改良費1億3,801万2千円を増額し、その他所要の補正を加え、総額を23億846万円とするものです。

また、これにあわせて企業債の限度額を変更しようとするものです。

以上で、ただいま提案いたしました議案についての説明を終わります。

どうか慎重なるご審議によりまして、ご賛同を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。